

事務連絡
平成27年3月4日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省年金局事業企画課

新たな年金記録訂正手続における地方厚生（支）局からの資料提供の依頼について
（協力依頼）

年金事業運営の推進につきまして、平素よりご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、昨年6月に成立した「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、年金記録の訂正手続を新たに整備し、本年4月から、年金記録の訂正請求に対する訂正（不訂正）決定を行うこととしています（これに伴い、これまで年金記録訂正の「あっせん」を行ってきた総務省年金記録確認第三者委員会は、原則として本年3月で活動を終了します）。

厚生労働省（地方厚生（支）局）では、年金記録の訂正を求めると本人も物的な証拠を持っていない等の事例について、国民年金法第108条第1項又は厚生年金保険法第100条の2第1項の規定に基づき、関係者及び関係機関から様々な関連資料及び周辺事情を収集し、これらの資料に基づいて個別の審査を行い、記録訂正の要否等を判断します（関係者及び関係機関からの資料及び周辺事情の収集は、これまで、総務省年金記録確認第三者委員会でも行われてきた作業です）。

本年4月以降、調査の必要が生じた際は、事業主の皆さまに対し、別添様式によりお問い合わせをさせていただくこととなりますので、周知にご協力をお願いします。

【照会先】

厚生労働省年金局事業企画課
企画調整官 野澤 めぐみ
電話：03-5253-1111(内3573)代表)
03-3595-2793(直通)
e-mail：nozawa-megumi@mhlw.go.jp

文 書 番 号
平成 年 月 日

様

厚生労働省 厚生(支)局長

印

年金記録の訂正に関するお問い合わせ

当厚生(支)局においては、年金記録の訂正を求める方に対し、請求者ご本人も物的な証拠を持っていないといった事例について、様々な関連資料及び周辺事情を収集し、これらの資料に基づいて個別の審査を行い、記録訂正の要否等を判断しています。

今般、下記1の年金記録の訂正請求案件について、当厚生(支)局の調査審議の参考といたしたく、国民年金法第 108 条第1項又は厚生年金保険法第 100 条の2第1項の規定に基づき照会いたしますので、下記2のとおり回答していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この照会を行うことについては、請求者ご本人の同意をいただいていることを申し添えます。

記

1 年金記録の訂正請求案件

フリガナ
請求者名 生年月日
(被保険者名) (元号) 年 月 日
フリガナ
(旧姓)
基礎年金番号

2 照会内容等

(1) 照会内容

(2) 回答をいただきたい期限

平成 年 月 日()までにご回答いただきますようお願いいたします。

(3) 回答先及びお問い合わせ先

厚生(支)局 課 担当: .
〒100-8945
東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 ()
ファクス ()

【お問合せの主旨】

貴事業所で勤務されていた方から、下記のとおり年金記録の訂正請求がありましたので、訂正を求めている期間の貴事業所における届出状況等について照会させていただくものです。

訂正を求めている期間：

請求内容：

質問1 訂正を求めている期間について、貴事業所が請求内容どおりの資格取得・喪失、報酬月額・賞与に関する届出(注1)を行っていましたか。いずれかに を付けてください。

- 1 請求どおりの届出を行った ()
- 2 請求どおりの届出を行っていない ()
- 3 請求どおりの届出を行ったかは不明 ()

回答いただく届出が複数あり、回答内容が異なる場合には、1～3の()内に、それぞれ該当する届出について記入してください。

「1」に を付した場合は、届出の事実を確認できる資料の提供をお願いします(資格取得標準報酬確認通知書、資格喪失確認通知書、資格取得・喪失届の写し等)。

なお、資料を提供できない場合は、届出を行ったことが明らかである理由と、資料を提供できない理由をご教示願います。

すでに年金事務所(旧社会保険事務所)に資料の提供又は回答いただいている場合は、資料の提供等をいただく必要はありませんので、その旨ご記入下さい。

質問2 貴事業所が、厚生労働省(旧社会保険庁(社会保険事務所))に対して、訂正を求める期間に係る保険料(注2)を納付していましたか。いずれかに を付けてください。

- 1 納付した
- 2 納付していない
- 3 納付したかは不明

「1」に を付した場合は、納付の事実を確認できる資料の提供をお願いします(厚生労働省(旧社会保険庁)が発行した納入告知書、領収証書の写し、保険料の口座振替により引き落と

された記録がある銀行通帳の写し等)。

なお、資料を提供できない場合は、納付を行ったことが明らかである理由と、資料を提供できない理由をご教示願います。

すでに年金事務所(旧社会保険事務所)に資料の提供又は回答いただいている場合は、資料の提供等をいただく必要はありませんので、その旨ご記入下さい。

回答に当たっては、できる限り当時の事務担当者に事務手順を確認し、その資料を併せてご提供願います。

事業所の名称及び所在地、電話番号、責任者の氏名

平成 年 月 日記入
連絡先 () -

注1 下線部の届出について、具体的に記載する。例:平成 年 月 日に資格を喪失した旨の届出など。

注2 下線部の保険料について、具体的に記載する。例:平成 年 月分の保険料など。

【お問合せの主旨】

貴事業所で勤務されていた方から、国(厚生労働省)の記録上、貴事業所で勤務していた間の厚生年金保険料は脱退手当金として支給したこととなっているが、受給した記憶がないので、年金記録を訂正してほしい旨の請求がなされております。

つきましては、訂正を求めている期間の頃の貴事業所における脱退手当金に関する取扱いについて照会させていただくものです。

脱退手当金とは、昭和 61 年 3 月まで短期加入者の保険料の掛け捨て問題や加入者の失業、死亡等に対応するため、制度からの脱退を保険事故とし、一時金を支給することとされていたものです。この一時金については、本人の請求又は本人から委任を受けた者(事業所)が代理請求することにより支給されることとなります。

【お願い事項】

回答に当たっては、できる限り訂正を求めている期間の頃の事務担当者に確認していただきますようお願いいたします。

【回答方法】

各質問事項のいずれかに を付けてください。また、回答について参考となる事項がありましたら、()内に記入していただくとともに、参考となる資料がありましたら併せてご提供をお願いいたします。

質問1 貴事業所は、退職する者に対して脱退手当金に関する説明を行っていましたか。

- 1 行っていた ()
- 2 行っていない ()
- 3 その他 ()

「1」に を付した場合は、どのような方法(説明会、パンフレットの配付等)で行っていましたか。

質問4 質問3で「1」に を付した場合、受領した脱退手当金は従業員にどのように支払っていましたか。

- 1 退職金に併せて支払っていた ()
- 2 脱退手当金として支払っていた ()
- 3 その他 ()

質問5 貴事業所は、退職者に退職金を支給していましたか。

- 1 支給していた ()
- 2 支給していない ()
- 3 その他 ()

「1」に を付した場合、どのような方法(現金支給、口座振込など)で行っていましたか。

【提供を依頼する資料】

請求者の人事記録が確認できる書類の写し(退職理由等が確認できる資料を含む)

請求者の失業保険被保険者資格喪失確認通知書の写し

昭和 年 月 日(申立人の退職日)時点の貴事業所における退職手当規定の写し及び請求者の退職金の金額が確認できる資料

事業所の名称及び所在地、電話番号、責任者の氏名

平成 年 月 日記入
連絡先 () -

【お問合せの主旨】

この照会は、過去に 株式会社で勤務されていた従業員で、同社で厚生年金保険の加入記録のある方を対象に送付しております。請求者の勤務状況等についてお伺いしたく、ご協力の程 よろしくお願ひいたします。

質問1 様の 株式会社での入社年月日、業務内容、役職について教えてください。

(1) 入社年月日 昭和 平成 年 月 日

(2) 業務内容・役職 ()

質問2 請求者が 株式会社で勤務していたことについて記憶がありますか。該当する方に を付けてください。

なお、請求者は同社で 事務(業務)を担当していたとのことです。

a 記憶している

b 記憶がない

「b」に を付けた方は、質問3に進んでください。

「a」に を付けた方は、以下の質問にお答えください。

(1) 請求者との関係(同僚、上司等) ()

(2) 請求者は、同社で 年 月 日から 年 月 日まで勤務したとのことです。請求者の勤務期間を覚えていますか。該当する方に を付けてください。 様のご記憶のある範囲でお答えください。

a 覚えている 具体的に 年 月頃から 年 月頃まで

b 覚えていない

質問3 その他、請求者、請求内容に関して何か参考になる情報、資料があればご提供をお願いします。

()

下欄にご住所、電話番号、お名前のご記入をお願いします。

		平成 年 月 日記入	
ご住所	〒		
電話番号	自宅: ()	携帯: ()	
お名前			

～ご協力ありがとうございました～